

## 平成27年度第4回富田林市入札等監視委員会（会議の概要）

1. 開催日時 平成28年2月16日（火）午前9時15分～

2. 開催場所 富田林市役所 2階 201会議室

3. 議 題

(1) 入札及び契約手続きの運用状況等について（平成27年9月～12月）

①工事の発注状況について（報告）

(2) 発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議（平成27年9月～12月の3ヶ月分）

①若松1号線道路改良工事

②H27 水道施設 彼方送水ポンプ用制御盤更新工事

③山中田遊悠公園撤去突発工事

④H27・28 五軒家受水場設備更新工事

⑤平27 大井処理区水道管移設工事

【質問・意見等】

委 員 案件①について、特命随意契約となっているが、なぜ一般競争入札で無かったのかという事と、案件②について、指名した5社の内4社が事前辞退したと書かれているが、4社がなぜ事前辞退したのかという事の2つをまずお伺いしたい。

会 長 案件①の特命随意契約について説明をお願いします。

担当課 道路側溝をやり替える際には、道路に面している市営住宅の建替工事敷地内を掘削する必要があると有ります。市営住宅の敷地内は建替工事に伴う外構工事を行う予定をしており、整備した外構工事を、若松1号線道路改良工事を別で発注して、潰してしまわない様に先行する必要があると有りました。先行して行うに際しても、市営住宅の建替工事の仮囲いが有りますので、タイミングとして仮囲いを外してから外構工事を行うまでの短い期間内に道路側溝をやり替える必要がありましたので、既に契約をしている建替工事の業者と特命随意契約をさせて頂きました。

会 長 この点についてはよろしいか。

委 員 はい。

会 長 それでは案件②について説明をお願いします。

事務局 5社指名し4社事前辞退された理由としましては、現場代理人・技術者を配置できない2社、会社の合併手続き中で入札に参加できない1社、自己都合1社。

委 員 よくそういう事が有るのか。

事務局 辞退理由として、現場代理人・技術者を配置できないというのは結構多いです。最近技術者が少なくなっているという事もございまして。会社の合併手続き

中というのは稀にしかなく、自己都合というのは内容は把握できないのですが、理由として書かれているところは多々ございます。

委員 はい、わかりました。

委員 案件②ですが、1社残って特随という事ですが、最初の指名競争入札の時にその1社が出した入札価格を予定価格にしたということで良いか。

事務局 5社指名して4社事前辞退が出てきたので、その時点で入札を取止めておりますので、業者の札というのは確認を取っていません。

会場に2社以上居ないと入札自体を執行しないというルールにさせて頂いておりますので、その1社がどのような札を持ってきたかというのは我々も存じ上げない。ただ入札の意思が有ったという事だけは確認は取らせて頂いております。

委員 そうするとこの予定価格というのは、1社で入札の意思が有ったという事で向こうの言い値で予定価格にしたという事か。

事務局 この予定価格というのは市の基準で決めています。

委員 わかりました。案件③ですが、請け負った業者が工事続行不能という事ですが、途中まで工事をされていて、それ以上出来ないという事で辞退か。

事務局 落札されてから、工事に入るまでの間が約1か月あるのですが、施工計画書作成等段取りのみを行っただけで現場には一切着手していなかった。

委員 そうですか。こういう続行不能という事で解除した業者にはペナルティか何かあるのですか。

事務局 この業者につきましては、10月13日に工事続行不能届を提出され10月14日付で契約解除をさせて頂いております。10月13日に参加申請の取り下げもされております。登録されていない業者に対し指名停止することはできません。またこの会社につきましては11月19日に破産手続きの開始もされております。

委員 その辞退された業者には、市からは何も支出されていないという事でよいか。

事務局 はい。

委員 案件④ですが、今回の案件の中で一番金額が高いが、入札の参加業者数が2社という事で少ない様に思うが、条件としては本市の登録業者で府内のBランクの者となっておりますが、この条件に合うのが2社しか無かったのか、或いは条件が他よりも多かったのか、その辺りを教えて頂きたい。

事務局 入札の参加条件で参加できる登録業者数としては50社ございます。ただ、今回2社しか参加されていない理由として想定できるのは、発注仕様の中で機器の製造会社の指定がございましたので、取り扱える会社が少なかった事が原因なのかなと思います。

委 員 特別な工事なのか。

事務局 特別な工事では無いと思うのですが、色々な機器に製造会社の指定がございますので、その全てを取り扱える会社は参加できますが、一つでも取り扱いが出来ない、取引が無い業者になりますと工事としては請負難いのかなと思います。

委 員 浄水の案件というのは、ある種特殊で業者が限定されてくるという事になってくるのか。

事務局 当初に設置されている機械や器具、そしてそれを制御する機械との相性とかもございますので、特殊にはなってくるのかなとは思いますが。

委 員 彼方の浄水場について、最初の工事を請け負ったのはA社なんですか。

担当課 元々の制御盤につきましてはA社です。特にモーターはA社の物を使っておりますので、当然制御に対してモーターを綺麗に動かす様になるとい事になりますと、なかなか他社は入り難いという現実だと思います。

委 員 そういうことであれば、入札をしてもなかなか成立せず、特随になる場合が多いですね。

担当課 担当課としては、最初は特命随契であげています。

事務局 担当課からは特命随契を希望されているのですが、契約検査課としては競争できるものはまず競争をという事で、指名競争入札をさせて頂きました。不調であった為特命随契となりましたけれども、前回の監視委員会でも、浄水場の関係の物で2社だったら最初から特命随契でも良いのではと意見を頂いたのですが、例えば、案件④の様に高額な物でも参加業者は少ないだろうなどは想定は出来るのですが、やはり最初から特命随契というのもどうかと思いますので、まずは競争入札をさせて頂いて、不調ならば特命随契も止むを得ないと契約検査課では考えております。

委 員 五軒家受水場設備更新工事というのは、これは説明を聞くと一連の工事ということで順次工事予定されているという事か。

担当課 屋内の設備全部を更新かけております。

委 員 今回入札を掛けたのは全部更新か。

担当課 中にある設備、配管・ポンプ・モーター・受電設備。企業団の水を一旦そこで受水して、それから配水池へ送る設備ですので、基本的に中の設備は全て更新かけています。

委 員 先ほどの浄水場と同じで、最初請け負った業者がやり易いといったような特徴はあるのか。

担当課 配管そのものはどこでも触れると思うのですが、一番ネックになるのはシステ

ム。中央で制御してしますので、中央のシステムとの制御がマッチングするような形で、設備を設置しないとはいけません。そこはB社のシステムが入っておりますので、そこと関連の無いところは中々入り難いというのは現実だとは思いますが。

委員 その様な現実があって、2社しか参加していないという理解でよろしいのですね。

担当課 特にB社と付き合いのない場合は、札は入れ難いと思います。

委員 今回の案件④ですが、大きな塊として3億で出しておられて、そういう全ての機器が揃わない業者は入れないとなると、毎回繰り返される訳ですけれども、例えば工事の内容によってバラして小さい塊を複数という事は出来ないか。やっぱり順番、段取りとか有るのか。

担当課 通常24時間運転しておりますので、運転しながら部分的な工事発注、そして業者が入れ替わるという形では中々施工そのもののコントロールが市としては難しいので、一括で取って頂いて動かしながら設備を交換していくという形の施工になります。バラしての発注というのは難しいです。

動かしていなかったら、一つのパーツが終われば次のパーツという形で、新設であれば出来るのかなとは思いますがけれども、既存の施設を動かしながらという事になりますので、そこはちょっと難しいですね。

委員 案件⑤ですが、10社の内8社が辞退という事になってはいますが、理由はなんですか。

事務局 自己都合が1社、技術者の配置が困難が4社、見積金額が合わないが3社で計8社。

委員 技術者の配置が困難というのは、この工事が特殊という事か。

事務局 会社の技術者が例えば5人居て、その5人がそれぞれ別の工事を行っていて技術者が足りないという事になります。

担当課 本課で最後に発注している工事でございます。これまでもいくつも工事を発注しておりますので、その工事に技術者を配置しておられるので、この案件に配置する技術者がいないというのが主な理由と思われれます。

委員 はい、わかりました。

その他

(1) 《建設産業の現状と担い手3法の改正について》追加資料説明

委員 話の中で、報酬を上げましょうという事が見れるが、社会保障制度については、これによって効果が出てくるのか。雇用保険とか健康保険とかの加入は建設業だ

と低いですという話が有って、それは所謂発注金額で補えるものなのか、そこはむしろ会社側の姿勢の問題なので。

事務局 施工体制台帳に健康保険等3保険に入っているかのチェック欄を作られて、新たに元請けが監視できる体制を法律を変えて整えられた。本市では行っておりませんが、国土交通省で試されているのは、保険に入っていない会社を下請けに使うなど、要は保険に入っていないと下請でも国の事業に参加できないという事をされている。先ほど最低制限の式が最新モデルで変わったとご説明させて頂きましたのが、一般管理費の掛率が上がっている。一般管理費というのは会社の経費にあたり、国の方はお金の手当てもしていないのに入れと言っていないというスタンスを取られている。

市町村でも、社会保険に入っておられない所は、入札参加申請すら出してはいけないというところも有るのですが、お金の裏打ちをしてあげないといけない。本市の今の最低制限のモデルですと、そこを見ていないので、我々も言い辛いところがありまして、業者もしんどいところがある。ある程度の手当てをしてあげないと、業者もそこまでの経費は出せないと思っている。今年と昨年で、何十年も続いている老舗の大手市内業者がパタパタと倒産していつている。公共工事だけが責任じゃないと思っているが、何十年も続いてきた会社が倒産するというのは、やはり考えないといけないのかなと思っています。

(2) 次回の開催日時について

(3) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について

## 5. 出席者

委員3名、工事関係課12名、事務局3名